

平成30年9月9日

埼玉県高速道路交通安全対策協議会 様

埼玉県警察本部交通部
高速道路交通警察隊長

交通死亡事故抑止対策の協力依頼について

新秋の候、貴協議会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は警察行政各般にわたりまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、高速道路交通警察隊では、関係機関団体の皆様の御協力をいただきながら交通死亡事故の発生を抑止するべく、皆様の御協力のもと交通安全対策を強化していたところですが、過日関越道下り線の川越インターチェンジ、鶴ヶ島ジャンクション間におきまして、第二車線を走行していた第一当事者（大型自動二輪車）が何らかの理由により、第三車線に進路変更後、前方の渋滞列に従って減速し始めた第二当事者（普通乗用自動車）の動きに何ら従うことなく、同速度で走行し、同車両に追突後投げ出され、死亡する事故が発生しました。

当隊では、今後このような痛ましい交通事故が二度と発生しないよう、交通事故防止対策を更に強化してまいる所存でございます。

つきましては、貴協議会加盟各社の職員皆様に対しまして、

- ・ 前方周囲の確実な確認
- ・ ゆとりを持った運転
- ・ 無謀運転の禁止
- ・ 通行車両の状況に応じた運転

また、二輪車を運転される方につきましては更に

・ 二輪の特性（防御するものがない）を考慮した運転
に心掛けていただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具